

消費者庁



表 7 消費者庁における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況(個表)

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

表 7-1(1) 実績評価方式により評価を実施した政策(目標管理型の政策評価)(平成 28 年 8 月 24 日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト(消費者庁の政策体系一覧)

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/portal/index/caa\\_h24.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/caa_h24.html)) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果	評価結果の反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	【施策(1)】 消費者政策の企画・立案・推進及び調整	目標達成	引き続き推進	<p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット消費者取引に関する実態調査を実施するため、平成 29 年度概算要求(28 百万円)を行った。(28 年度予算額: 28 百万円、29 年度予算案額: 14 百万円)</li> <li>消費者被害・トラブル情報の新たな把握手法の調査を実施するため、平成 29 年度概算要求(10 百万円)を行った。(28 年度予算額: 6 百万円、29 年度予算案額: 10 百万円)</li> <li>消費者財産被害事案への対応を継続的に推進するため、平成 29 年度概算要求(25 百万円)を行った。(28 年度予算額: 28 百万円、29 年度予算案額: 25 百万円)</li> <li>消費者行政の総合的調整対応を継続的に推進するため、平成 29 年度概算要求(11 百万円)を行った。(28 年度予算額: 10 百万円、29 年度予算案額: 11 百万円)</li> <li>消費者行政の国際化を継続的に推進するため、平成 29 年度概算要求(63 百万円)を行った。(28 年度予算額: 63 百万円、29 年度予算案額: 71 百万円)</li> </ul> <p>&lt;事前分析表の変更&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな課題への対応をフォローアップするため、測定指標に「美容医療サービスに関する消費生活相談件数」、「美容医療サービスに関する注意喚起の回数」を追加。</li> <li>従来の消費者庁の主たる情報源である消費生活相談(主に電話相談)の情報(PIO-NET)では捕捉しづらい消費者被害・トラブルの情報を迅速に把握し、消費者被害が拡大する前には的確な対応につなげられるよう、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等のインターネット上の書き込み等の情報から消費者被害・トラブルの状況を把握するための実用可能な手法を調査・検討するため、達成手段に「消費者政策関係情報調査経費」を追加。</li> </ul>

				<p>&lt;その他の具体的取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「インターネット消費者取引連絡会」の開催（平成28年4月～平成29年3月の期間に4回開催）。</li> <li>・消費者政策担当課長会議を開催（平成28年12月）。</li> <li>・消費者安全法に基づき、社名公表を伴う注意喚起を実施（平成28年4月～平成29年3月の期間で注意喚起を10件実施）。</li> <li>・マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘等について、消費者庁、内閣府、警察庁、特定個人情報保護委員会、総務省及び国税庁の連名で注意喚起を実施（平成27年10月公表、随時更新）。</li> <li>・消費者庁、警察庁及び金融庁において、政府広報を通じた「高齢者の消費者トラブル」未然防止に係る注意喚起を実施（平成28年12月）。</li> </ul>
2	<p>【施策(2)】 消費生活に関する制度の企画・立案・推進</p>	<p>相当程度進展あり</p>	<p>引き続き推進</p>	<p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活に関する制度の企画・立案・推進のため、平成29年度概算要求（43百万円）を行った。（28年度予算額：39百万円、29年度予算案額：43百万円）</li> <li>・公益通報者保護の推進のため、平成29年度概算要求（57百万円）を行った。（28年度予算額：28百万円、29年度予算案額：57百万円）</li> </ul> <p>&lt;機構・定員要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益通報者保護の推進のため、平成29年度機構・定員要求において増員（係長クラス1名）を要求。</li> </ul> <p>&lt;事前分析表の変更&gt;</p> <p>平成28年7月15日政策評価有識者委員会での有識者の指摘（測定指標は目標に対してより直結するものとすべき）を踏まえ、測定指標を以下のように変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者団体訴訟制度の円滑な運用のための環境がどの程度整備されているかを示す指標に、「適格消費者団体の認定件数」、「特定適格消費者団体の認定件数」を追加。</li> <li>・公益通報者保護制度に基づく通報が行われる環境がどの程度整備されているかを示す指標に、「労務提供先の設置する内部通報窓口を信頼している労働者の割合」を追加。</li> </ul> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者団体訴訟制度においては、平成28年10月に施行された消費者裁判手続特例法に基づき、これまでの差止請求に加え、被害回復を請求することが可能となった。この被害回復制度の円滑な運用に資するため、特定適格消費者団体が申立てをする仮差押えの担保を国民生活センターが立てる仕組みを整備する「独立行政法人国民生活</li> </ul>

				<p>センター法等の一部を改正する法律案」を平成29年3月3日に国会に提出。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者契約法の見直しについて、内閣総理大臣から内閣府消費者委員会に対して行った諮問に対する答申が平成28年1月にされた。同答申を踏まえ、消費者庁において「消費者契約法の一部を改正する法律」を平成28年3月に国会に提出し、平成28年6月に成立したところ、上述の答申において今後の検討課題として引き続き検討を行うべきとされている論点については、内閣府消費者委員会において消費者契約法専門調査会が再開（平成28年9月7日）され、消費者契約に係る裁判例や消費生活相談事例等の更なる調査・分析を踏まえた検討がされていることから、審議の状況等を踏まえつつ必要な措置を検討。</li> <li>・「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」において事業者や行政機関の取組を促進する方策や通報者保護の要件・効果等について検討し、報告書を公表（平成28年3月第1次報告書、平成28年12月最終報告書）。これらの報告書に基づき、関係ガイドラインの改正を実施（平成28年12月民間事業者向けガイドライン、平成29年3月行政機関向けガイドライン）。</li> </ul>
3	【施策(3)】 個人情報保護に関する施策の推進	目標達成	その他 (注)	<p>本事業は、個人情報保護委員会に移管し実施されることとなった（平成28年1月）ため、今後は、個人情報保護委員会において事業を実施していく。</p>
4	【施策(4)】 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	目標達成	引き続き推進	<p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進経費について、平成29年度概算要求（57百万円）を行った。（28年度予算額：36百万円、29年度予算案額：47百万円）</li> </ul> <p>&lt;機構・定員要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者教育行政において、強いリーダーシップを発揮するために平成29年度機構・定員要求において消費者教育推進室長の設置を要求。</li> <li>・環境や被災地の復興、開発途上国の労働者の生活改善等社会的課題に配慮した商品・サービスの消費についての関心の高まりを踏まえ、「エンカル消費」（地域の活性化や雇用なども含む、人や環境に配慮した消費行動）の推進のため、平成29年度機構・定員要求において倫理的消費推進係（課長補佐クラス1名、係長クラス1名）を要求。</li> <li>・成年年齢引下げの議論等の社会情勢等の変化への対応が求められていること、平成30年度に「消費者教育の推進に関する基本方針」（平成25年6月閣議決定）の見直しを予定していることを踏まえ、平成29年度機構・定員要求において社会情勢の変化に対応するために必要な消費者教育の現状の把握・分析や、体系的な消費者教育</li> </ul>

				<p>の研究・立案、地域の先進的取組の調査等の業務を担う消費者教育推進第1係（課長補佐クラス1名、係長クラス1名）を要求。</p> <p>&lt;事前分析表の変更&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価の結果を踏まえ、消費者教育推進のための先進事例の把握状況をより詳細かつ定量的にフォローアップするため、測定指標に「消費者教育推進会議の開催回数」のほか、「先進事例のヒアリング状況（ヒアリング箇所数）」を追加。</li> <li>・消費者教育に使用される教材等の整備、家庭における消費者教育の推進、及び事業者・事業者団体による消費者教育の推進に係る測定指標をいずれも「消費者教育ポータルサイトにおける情報提供の状況」と表していたところ、より適切な指標へと変更した（更新件数から掲載件数へ変更）。</li> </ul> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期消費者教育推進会議（平成27年7月～）において、①「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の見直しに向けた論点整理、②成年年齢引下げの動きを踏まえた若年者に対する消費者教育の機会の充実などの社会情勢等の変化に対応した課題を中心に検討を進めた。</li> <li>・成年年齢引下げに向けた環境整備のため、高等学校の授業用教材を作成。</li> <li>・消費者団体との意見交換会の開催（平成28年度5回）。</li> <li>・高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会の開催（平成29年3月）。</li> <li>・子ども関連イベントへの参加を通じた啓発活動の推進（平成28年度6回）。</li> <li>・「倫理的消費」調査研究会及びエシカル・ラボを開催（平成28年度研究会4回、ラボ1回開催）するとともに、平成28年6月には「倫理的消費」調査研究会の中間取りまとめを公表。</li> </ul>
5	【施策(5)】 地方消費者行政の推進	相当程度進展あり	引き続き推進	<p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度補正予算において、「地方消費者行政推進交付金」を2,000百万円措置。</li> <li>・地方公共団体職員や消費者問題に取り組む関係者・グループとの「顔の見える関係」の構築や、消費者ホットラインの運用による相談情報の共有、地方消費者行政全体の現況を把握すること等、国から地方公共団体、消費者団体等への情報提供を通じて、消費者行政に対する地方公共団体、消費者団体等の行動、取組の促進を図るため、地方消費者政策推進経費として平成29年度概算要求（174百万円）を行った。（28年度予算額：170百万円、29年度予算額：166百万円）</li> <li>・「地方消費者行政推進交付金」を活用し、消費生活相談体制の維</li> </ul>

			<p>持・充実、消費者問題解決力の高い地域社会作り等の地方公共団体の取組及び国が提案する政策テーマに対応した先駆的な取組を支援するため、平成 29 年度概算要求（5,000 百万円）を行った。 （28 年度予算額：3,000 百万円、29 年度予算案額：3,000 百万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手県・宮城県・福島県・茨城県の「地方消費者行政推進交付金」については、震災・原発事故を受けた緊急対応に活用するため、平成 29 年度概算要求（482 百万円）を行った。（28 年度予算額：482 百万円、29 年度予算案額：482 百万円）</li> </ul> <p>&lt;事前分析表の変更&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価の結果を踏まえ、「地方消費者行政強化作戦」で掲げた政策目標の達成状況を定量的な指標としてフォローアップするため、平成 28 年度の事前分析表における測定指標に引き続き設定。加えて、「地方消費者行政強化作戦」の政策目標の達成に向けた、効果的な相談体制整備の推進を図るため参考指標として、「消費生活センター設置カバー率上昇幅」、「都道府県と市町村の相談分担率」、「消費生活相談員配置カバー率上昇幅」を設定。</li> <li>・政策評価の結果を踏まえ、執行専門研修の開催による地方公共団体の担当職員一層の専門性の向上を図るために、より適切な指標へと変更した（開催回数から参加人数へ変更）。</li> </ul> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的な地方の関係者との意見交換等の実施。</li> <li>・「地方消費者行政活性化基金」及び「地方消費者行政推進交付金」を活用し、相談体制の充実等、地方公共団体における取組を支援。</li> <li>・「地方消費者フォーラム」（全国 8 ブロック）を効率的に運営するとともに、会議の開催を通じ、地域で消費者問題に関わる団体・グループの交流を促進（平成 28 年 11 月～平成 29 年 2 月）。</li> <li>・「消費者行政ブロック会議」（全国 6 ブロック）を効率的に運営するとともに、会議の開催を通じ、地方公共団体との連携を強化（平成 28 年 9 月～11 月）。</li> <li>・平成 28 年 4 月に消費者安全法を改正する法律が施行されたことから、消費生活相談員資格試験を実施する登録試験機関として「一般財団法人日本産業協会」及び「独立行政法人国民生活センター」を登録。</li> <li>・平成 28 年 4 月 1 日時点で消費生活相談員資格試験の合格者としてみなされる可能性がある者（以下「みなし合格者」という。）について、みなし合格者として扱うための研修（指定講習会）を実施する指定講習機関として「一般財団法人日本産業協会」、「独立行政法人国民生活センター」及び「一般財団法人日本消費者協会」</li> </ul>
--	--	--	---

				<p>の3団体を指定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性物質検査機器の貸与等による放射性物質検査体制の整備を実施（検査機器の配分（257 地方公共団体に 291 台）：～28 年 12 月末、研修会の実施：随時）。</li> <li>・「地方消費者行政推進交付金」を通じて、被災地の地方公共団体の相談体制の構築のため、相談窓口に関分野の専門家を派遣する事業等の支援を実施。</li> <li>・消費者ホットライン「188」を運用するに当たり、同時期に開始された厚生労働省の「189」（児童相談窓口）との情報交換を実施。</li> </ul>
6	【施策 (6)】 物価対策の推進	目標達成	引き続き推進	<p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物価対策の推進のため、平成 29 年度概算要求（63 百万円）を行った。（28 年度予算額：58 百万円、29 年度予算案額：63 百万円）</li> </ul> <p>&lt;事前分析表の変更&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 28 年 4 月に開始された電力の小売全面自由化や、平成 29 年 4 月に開始される都市ガスの小売全面自由化に当たり、測定指標に「消費者から寄せられたトラブル事例など、電力及びガスの小売全面自由化に関する消費者保護のための情報提供の回数」を追加。</li> </ul>
7	【施策 (7)】 消費者政策の推進に関する調査・分析	目標達成	改善・見直し	<p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者政策の推進に関する調査・分析の実施のため、平成 29 年度概算要求（100 百万円）を行った。（28 年度予算額：75 百万円、29 年度予算案額：94 百万円）</li> </ul> <p>&lt;機構・定員要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者政策の企画立案のための調査・分析業務において、理論的・先進的な調査研究を実施するため、平成 29 年度機構・定員要求において増員（課長補佐クラス 2 名、係長クラス 4 名）を要求。</li> <li>・事業者連携推進業務において、中小企業を中心とした地方の企業への消費者志向経営の取組促進を図るため、平成 29 年度機構・定員要求において増員（係長クラス 1 名）を要求。</li> </ul> <p>&lt;事前分析表の変更&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有識者を交えた消費行動に関する研究について、定量的に測定するため測定指標に「消費行動、消費者問題等に関する有識者へのヒアリング実施回数」を追加。</li> <li>・「消費者志向経営の取組促進に関する検討会」報告書が取りまとめられたこと踏まえ、測定指標に「消費者志向経営を促進するセミナーやシンポジウムの開催回数」を追加。</li> <li>・学識経験者との定期的な検討会等を行いながら、消費者を取り巻く現状や消費者政策に関する基礎的・理論的かつ学際的な研究及</li> </ul>

				び報告書の作成を行うことで、消費者関連法律の執行及び消費者政策の企画立案を行う上での理論的な基礎の強化を図り、消費者政策のより効果的・効率的な推進につなげるため、達成手段に「有識者を交えた消費行動に関する研究」を追加。
8	【施策(8)】 消費者の安全確保のための施策の推進	目標達成	改善・見直し	<p>&lt;予算要求&gt;</p> <p>○消費者の安全確保のための施策の推進のため、所要の経費を予算措置。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者安全法等に基づき集約される生命・身体に係る消費者事故等への対応を継続的に推進するため、平成29年度概算要求(104百万円)を行った。(28年度予算額:91百万円、29年度予算案額:104百万円)</li> <li>・リコール情報の周知強化による事故の再発防止対策の推進のため、平成29年度概算要求(9百万円)を行った。(28年度予算額:17百万円、29年度予算案額:9百万円)</li> <li>・消費者に対して食品中の放射性物質等に関する正確な情報提供を行い、消費者の理解の増進を図る施策を推進するため、平成29年度概算要求(37百万円)を行った。(28年度予算額:34百万円、29年度予算案額:35百万円)</li> <li>・消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施のため、平成29年度概算要求(77百万円)を行った。(28年度予算額:81百万円、29年度予算案額:77百万円)</li> </ul> <p>&lt;機構・定員要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子供の事故防止に関する取組強化を図るため、平成29年度機構・定員要求において増員(課長補佐クラス1名、係長クラス1名)を要求。</li> </ul> <p>&lt;事前分析表の変更&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年7月15日の消費者庁政策評価有識者委員会での有識者の意見を踏まえ、測定指標に「分析した事故情報を活用した情報提供(注意喚起、SNS配信等)の件数」を追加。</li> <li>・リコール情報の周知について、より効果的な情報発信を定量的に測定するため、測定指標に「SNSでの情報提供件数」を追加。</li> </ul> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係行政機関等から生命・身体被害に係る消費者事故等の情報を的確に収集し、消費者への注意喚起を適切に実施(平成28年4月～平成29年3月の間に注意喚起を16件実施)。</li> <li>・子供の事故防止に向けて、関係省庁が緊密に連携して取組を推進するため、「子供の事故防止に関する関係省庁連絡会議」を設置した(平成28年4月～平成29年3月の間に会議を3回開催)。</li> <li>・食の安全等に関する緊急事態において、迅速かつ適切に対応でき</li> </ul>

				<p>るよう関係府省庁と連携し、緊急時対応訓練を実施（平成28年4月～平成29年3月の間に訓練を4回実施）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品中の放射性物質等に関し、地方公共団体等と連携した意見交換会や、地域において正確な情報提供ができる者の支援（フォローアップ研修の開催、ウェブサイト、メールマガジンでの情報提供）等を通じたリスクコミュニケーションを実施（平成28年4月～平成29年3月の間に各種意見交換会等を105回開催）。</li> <li>・消費者安全調査委員会が原因を究明する必要があると認める事故について、事故等原因調査等を実施（事故等原因調査等の実施数：13件、申出受付件数：249件（うち、事故防止の情報提供件数（ワンポイントアドバイス：39件））※いずれも累計）。</li> </ul>
9	【施策（9）】 消費者取引対策の推進	目標達成	改善・見直し	<p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定商取引法の厳正な執行等を行うため、平成29年度概算要求（315百万円）を行った（28年度予算額：304百万円、29年度予算案額：306百万円）。特に、国と都道府県の連携を図るため、国と都道府県それぞれの執行部門を結ぶシステムの拡充のための予算要求を行った。</li> </ul> <p>&lt;機構・定員要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定商取引法の執行業務において、複雑化する違反事例に対応するため、平成29年度機構・定員要求において増員（課長補佐クラス4名、係長クラス1名）を要求。</li> </ul> <p>&lt;事前分析表の変更&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県の執行体制の充実を図るために、国と都道府県の連携による調査・処分を定量的に測定できるよう、測定指標に「特定商取引法執行状況（国及び都道府県の行政処分件数）」を追加。</li> </ul> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定商取引法の厳正な執行。</li> <li>・特定電子メール法の厳正な執行。</li> </ul>
10	【施策（10）】 消費者表示対策の推進	目標達成	引き続き推進	<p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景品表示法の厳正な執行等を行うため、平成29年度概算要求（192百万円）を行った。（28年度予算額：202百万円、29年度予算案額：188百万円）</li> </ul> <p>&lt;事前分析表への反映&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年7月25日消費者庁政策評価有識者委員会での有識者の意見を踏まえ、測定指標に景品表示法に係る行政指導件数及びインターネットにおける健康食品の広告の改善要請件数を、参考指標に「都道府県における景品表示法執行状況」を追加。</li> </ul>

			<p>&lt;その他の具体的取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○景品表示法の運用及び執行体制の拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>・景品表示法に違反する行為を行った事業者に対して、その行為の取りやめ、再発防止策の実施等を命令する措置命令及び金銭的な不利益を課す課徴金納付命令を実施。</li> <li>・景品表示法違反行為の未然防止等の観点から、商品等に関する表示の方法等について、事業者等からの相談に対応。</li> <li>・消費者向け電子商取引の健全な発展と消費者取引の適正化を図る観点から、一般消費者に「電子商取引表示調査員」を委嘱して、景品表示法上問題となるおそれがあると思われる表示について報告を受け、同報告を景品表示法違反事件の端緒の発見、景品表示法違反行為の未然防止の観点から行う事業者への啓発活動に活用。</li> </ul> </li> <li>○景品表示法の普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>・景品表示法の普及・啓発のため、各種団体主催の食品表示等に係る講習会等に講師を派遣し、景品表示法のパンフレットの配布等の普及啓発活動を実施。</li> </ul> </li> <li>○公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用のための支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公正競争規約の所要の変更につき公正取引協議会から相談を受け認定を行うとともに、規約担当職員が各公正取引協議会に対し規約の適正な運用等について必要な助言等を行うこと等により、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用を促進。</li> <li>・公正取引協議会等関連団体が主催する研修会等への講師派遣。</li> </ul> </li> <li>○家庭用品の品質表示の適正化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用品品質表示法における品目指定の在り方について見直し、品質表示が義務付けられる家庭用品を政令で全て指定することを改め、指定品目の一部を内閣府令で定めることとするよう改正（平成28年4月1日施行）。また、内閣府令及び4つの告示を改正し、指定品目の見直しや品目の追加を行った（平成29年3月30日公布、平成29年4月1日施行。ただし、新たに追加された品目についての改正は平成30年4月1日施行）。</li> <li>・新たな洗濯表示に関する繊維製品品質表示規程についての普及啓発（平成28年12月1日施行）。</li> </ul> </li> <li>○住宅性能表示制度の普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話での問合せ等に対して、ウェブサイト上の資料の掲載先を案内するなど、住宅性能表示制度の普及啓発に取り組む。</li> </ul> </li> <li>○健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康食品も含めた食品の表示・広告について、執行体制の整備や留意事項の周知徹底等により、適正化を推進。</li> </ul> </li> <li>○関係機関の連携による食品表示の監視・取締り <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品表示に関する取締りについて、関係する行政機関で構成する連絡会議の活用等により連携を図り、効果的かつ効率的な執</li> </ul> </li> </ul>
--	--	--	---

				<p>行を実施。</p> <p>○ 消費税転嫁対策特別措置法の運用及び執行体制の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費税転嫁対策特別措置法の規定に違反するおそれのある表示を監視し、消費税転嫁対策特別措置法の規定に違反するおそれのある行為を行っている事業者に対しては、厳正に対処。</li> </ul>
11	<p><b>【施策（11）】</b> 食品表示の企画・立案・推進</p>	<p>相当程度進展あり</p>	<p>引き続き推進</p>	<p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品表示対策の推進のため、平成 29 年度概算要求（267 百万円）を行った。（28 年度予算額：193 百万円、29 年度予算案額 219 百万円）</li> </ul> <p>&lt;機構・定員要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品表示制度の企画立案業務を適正に行うため、平成 29 年度機構・定員要求において増員（室長クラス 1 名、課長補佐クラス 1 名、係長クラス 1 名）を要求。</li> </ul> <p>&lt;事前分析表の変更&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機能性表示食品制度の残された検討課題の検討に係る政策目標の達成状況を定量的に測定するため、測定指標に「機能性表示食品の公表件数」を追加。</li> </ul>

(注) 事業実施主体の移行により施策が終了したものである。